チ　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条に規定する木質バイオマスを利用するための施設及び設備、国民の森林及び林業に対する理解を深めるための施設並びに林産物の生産、加工又は流通のための施設その他の効率的かつ安定的な林業経営の確立に資する施設の整備に関する事業
リ　果樹、茶樹又は桑樹の改植（果樹、茶樹又は桑樹を除去した後、苗木を植栽することをいう。）に関する事業
ヌ　農畜産物（蚕糸を含む。）の安定供給の確保のための共同利用施設の再編整備に関する事業
ル　農山漁村地域における良好な生活環境を確保するための施設及び用地を整備する事業（イに掲げる事業に該当するものを除く。）
ヲ　漁村地域における防災に資する施設の整備に関する事業（ロに掲げる事業に該当するものを除く。）
ワ　イからヲまでに掲げるもののほか、イからホまで及びルに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事業
六　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設の設置に関する事業のうち、沖縄県が実施するものであって、内閣総理大臣が経済産業大臣と協議して定めるもの
七　次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めるもの
イ　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業
ロ　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの
ハ　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道、同条第三号に掲げる都道府県道（同法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。）又は同法第三条第四号に掲げる市町村道の新設、改築及び修繕に関する事業
ニ　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業
ホ　海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業（いずれも国土交通大臣の所管に属するものに限る。）のうち、沖縄県が実施するもの
ヘ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域に関して同法第三条の規定によって指定された地すべり防止区域における地すべり防止工事に関する事業
ト　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築に関する事業
チ　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの
リ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業
ヌ　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十四条第一項に規定する管理協定又は同法第五十五条第一項若しくは第二項に規定する市民緑地契約において定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設その他の施設の整備に関する事業
ル　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地の都市機能の増進を図るための事業及び市街地の防災に関する機能の確保を図るための事業のうち、沖縄県が実施するもの
ヲ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査
ワ　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第一項に規定する地域住宅計画に基づく事業等
カ　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画に記載された同法第五条第二項第二号及び第三号の事業等
ヨ　流域における治水に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの
タ　イからヨまでに掲げるもののほか、イからヨまでに掲げる事業又は事務と一体となってその効果を増大させるため実施される事業又は事務
八　次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が環境大臣と協議して定めるもの
イ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第三号に規定する国定公園における同条第七号に規定する生態系維持回復事業及び同法第九条第二項に規定する国定公園事業
ロ　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第一項に規定する引取りに係る収容施設の新設、改築及び改修に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの
ハ　生物の多様性（生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。）の保全上重要と認められる地域における生態系の保全又は再生のための施設の整備その他の自然環境の整備に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの
ニ　自然環境の健全な利用のための長距離の歩道の整備に関する事業

第三十四条第三項第一号中「（昭和三十九年法律第百六十七号）」を削り、同項第二号イ中「あわせて」を「併せて」に改める。

第三十六条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

附則第十一条中「（昭和二十七年法律第百八十号）」を削る。

別表第一の三の項中「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削り、同表の四の項中「（昭和二十五年法律第百三十七号）」を削り、同表の五の項中「（昭和二十七年法律第百八十号）」及び「（昭和四十一年法律第四十五号）」を削り、同表の六の項中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削り、同表の十一の項中「（昭和三十一年法律第七十九号）」を削り、同表の十二の項中「（昭和三十一年法律第七十九号）」を削り、同表の十三の項中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削り、同表の十八の項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同表の十九の項中「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を削り、同表の二十の項中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削り、同表の二十一の項中「（昭和二十九年法律第百六十号）」を削り、同表の二十四の項中「（明治三十年法律第二十九号）」を削り、同表の二十五の項中「（昭和三十一年法律第百一号）」を削り、同表の二十六の項中「（昭和三十三年法律第三十号）」を削る。

別表第三の交付金の欄中「（平成十七年法律第七十九号）」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦